

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

令和8年3月19日

川崎市人事委員会

委員長 加藤 浩輝

川崎市人事委員会規則第11号

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正  
する規則

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市  
人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「、9、14及び16」を削る。

別表第3の2の項中「母子保健法」の次に「（昭和40年法律第141号）  
」を加え、同表の3の項中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤による負傷  
若しくは疾病」に改め、同表備考に次の1項を加える。

2 「通勤」とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条  
第2項及び第3項、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第  
2条第2項及び第3項又は川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害  
補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）第2条の2に規定す  
る通勤をいうものとする。

別表第5の3の項中「災害時」を「災害又は交通機関の事故等」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。